

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【公開番号】特開2004-315829(P2004-315829A)

【公開日】平成16年11月11日(2004.11.11)

【年通号数】公開・登録公報2004-044

【出願番号】特願2004-231198(P2004-231198)

【国際特許分類第7版】

C 08 L 77/06

【F I】

C 08 L 77/06

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月21日(2005.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

脂環式でもよい少なくとも一種のジアミンと、少なくとも一種の芳香族二酸と、任意成分としての、、-脂環式アミノカルボン酸、脂肪族二酸および脂肪族ジアミンの中から選択される少なくとも一種のモノマーとの縮合で得られ非晶質ポリアミド(B) 20~40%と、

ポリアミドブロックとポリエーテルブロックとを含むコポリマーおよびコポリアミドの中から選択される可撓性ポリアミド(C) 10~40%と
を含み、

(B)+(C)は30%以下になることはなく、

100%の残りは半結晶ポリアミド(A)である、ことを特徴とする透明な組成物(合計100重量%)。

【請求項2】

半結晶ポリアミド(A)が少なくとも9つの炭素原子を含むラクタムの縮合、少なくとも9つの炭素原子を含む、-アミノカルボン酸の縮合または各々が少なくとも9つの炭素原子を含むジアミンと二酸との縮合で得られる請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

半結晶ポリアミド(A)がPA-11またはPA-12である請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

半結晶ポリアミド(A)が平衡したポリアミドである請求項1~3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

非晶質ポリアミド(B)が脂環式ジアミンである請求項1~4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】

可撓性ポリアミド(C)がポリアミドブロックとポリエーテルブロックとを含むコポリマーである請求項1~5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

ポリアミドブロックとポリエーテルブロックとを含むコポリマーがPA-6またはPA-12のブロックとPTMGのポリエーテルブロックとからなる請求項6に記載の組成物。

【請求項 8】

可撓性ポリアミド(C)がコポリアミドである請求項1~5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 9】

半結晶ポリアミド(A)がPA-12である請求項1~8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 10】

請求項1~9のいずれか一項に記載の組成物から成る物品、例えば板、フィルム、薄板、管、プロファイルおよび射出成形によって得られる物品、特にスキー板に接着されるフィルムおよび板。

【請求項 11】

請求項1~9のいずれか一項に記載の組成物から成る透明な保護層で被覆され、装飾、例えば昇華性インクで装飾された請求項10に記載の物品。